

リワークプラザ東京における 教員の職場復帰支援業務について

リワークプラザ東京

図1 東京都公立学校の休職者数 (人)

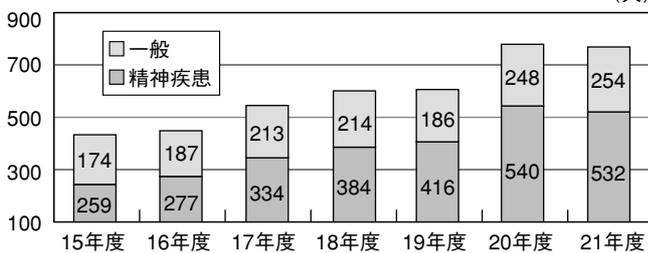
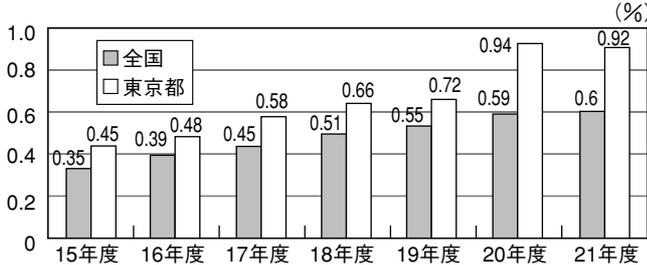


図2 全国と東京都の精神疾患による教員の休職者の割合 (%)



1 はじめに

ここ数年、教員の精神疾患による休職者は、全国的に増加しています。東京都においても精神疾患による休職者数は増え、平成15年度は259人でしたが、5年後の平成20年度は540人と倍以上の人数となっております。また、休職者の割合も全国平均と比べても高い状況にあります(図1・図2)。

教員の休職は、担任学級の崩壊にもつながりかねず、児童・生徒にも大きな影響を与えることとなります。また、休職することによって同僚への負担も増えてしまい、新たな休職者を生むことにもなりかねません。それ故に、教員のメンタルヘルス対策は、学校経営

の根幹にかかわることと言っても過言ではないでしょう。

そこで、東京都教育委員会は、メンタルヘルス対策を主要施策の1つと位置付け、「こころの病」に対する「早期自覚」「早期対処」を基本方針と定めました。平成22年度から教員のメンタルヘルス対策に積極的に取り組むこととし、その一つが、復帰訓練を支援する「リワークプラザ東京」の設置です。

2 リワークプラザ東京の開設・目的

「リワークプラザ東京」の開設に先立ち、東京都の公立学校教員の精神疾患による休職者の状況について、「校種別」や「年代別」などさまざまな分析を行いました。したが、「休職者の再休職」の状況は次のとおりでした。

平成19年度における精神疾患による休職者416人のうち、再休職者は94人、22・6%でした。休職者のうち、約4分の1が再休職者です。

このようなことから、リワークプラザ東京の設置目的には、精神疾患により休職している教員の円滑な職場復帰を支援することはもちろんですが、しっかりと訓練することによって、再休職に陥る事態の防止を図ることも加えました。

学校訓練の支援は、平成21年度までは外部団体への委託事業で行っていましたが、校長や区市町

村教育委員会との連携・調整を十分にとりながら訓練を進め、その結果に対する信頼を高めるために、行政機関として平成22年5月に開設した「リワークプラザ東京」が実施しています。

本庁では休職中の方々が訪れにくいのではとの思いから、東京都千代田区にある公立学校共済組合本部の施設の一角をお借りして開設していますが、いわゆる出先事業所ではなく、本庁組織に位置付けています。ただし、わかりやすいように所の職名として、所長には東京都局長級の教育庁理事を、事務局長に福利厚生部長を配し、現場責任者として、メンタルヘルス担当課長を事務長に置き、業務を進めています。

現場での推進体制は、事務長を含めた事務局が5名、専門スタッフとして、健康相談員(精神科医) 非常勤7名、常駐の臨床心理士2名、復職アドバイザー(臨床心理士・校長等OB) 10組(20名)でスタートしました。

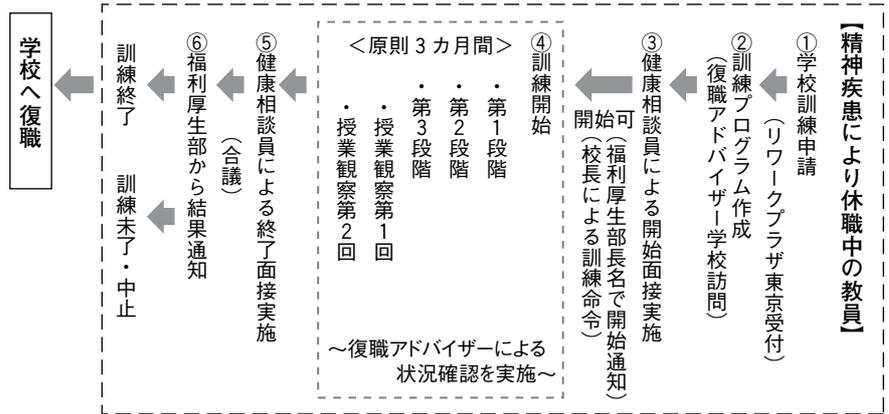
3 復帰訓練の支援業務等

リワークプラザ東京における学校訓練の流れは次のとおりです(図3)。

休職している教員が、学校訓練の開始可能である旨の主治医の診断書とともに訓練申請書を校長に提出したのち、区市町村教育委員会等を経由して、リワークプラザ東京に訓練申請書が提出されます。

リワークプラザ東京では、申請書受理後、復職アドバイザーの臨床心理士と校長等OBが一組となって学校に訪問します。訪問先では、本人や校長等から健康状況や学校の状況等を伺いながら、個々に応じた訓練プログラム

図3 リワークプラザ東京—学校訓練の流れ



を作成します。その後、リワークプラザ東京において、精神科医である健康相談員と訓練開始の面接を行います。そして、訓練可能との判断の通知後、校長は休職者本人の承諾の上で訓練命令を出します。訓練命令は職務命令でなく、職務命令としてのものでなく、本人の強い動機付けとなるばかりでなく、校長をはじめ関係者に対する責任感の醸成にも資するものと考えています。また、休職中のため公務災害が不適

用となるので、その代替として、民間の傷害保険に加入します。この保険費用は東京都が負担します。これは職務命令としての訓練を担保するものですが、本人としても、安心して訓練に参加することができ、気分的な負担軽減につながる大きなメリットがあると考えています。

訓練期間は原則3カ月です。その間、各段階ごとに、また、授業を観察するなど、復職アドバイザーが適宜、学校に訪問し、状況を確認します。そして、学校復帰訓練の終了時に健康相談員と終了面接を実施します。

訓練の終了は、健康相談員の判断だけでなく、復職アドバイザーの報告も踏まえて、福利厚生部長が判断し、区市町村教育委員会等に通知します。学校は、訓練終了通知により休職者の復職に関する手続きに入ります。

なお、訓練未了となり、訓練未了の判定に対して、本人に不服がある場合は、別に設置する復職審査会において、別の精神科医等のいわゆるセカンドオピニオンも入れて、審査することとしています。

4 学校復帰訓練プログラムの内容

学校訓練の内容(図4)ですが、訓練は原則、休職者の所属校で3カ月行いますので、約1カ月ごとに仕事の幅を増やしながら業務に慣れていくように、個人に合わせ、きめ細かく訓練プログラムを作成していきます。

第一段階は「職場の雰囲気慣れる」等のねらいで週3日間程度、半日ほどの勤務をするようにします。訓練の内容は、文書作成の補助やパソコンの練

習、図書の管理や整理等です。これは、民間の方もそうだと思いますが、長期間休職していますと、家から一歩出ること自体が大変なことですので、第一段階では、久しぶりの通勤に慣れることもねらいの一つとしています。そして、軽作業から始め、職場の雰囲気に慣れるようにしていきます。

実例(都立学校)では、1週目は、週3日2時間、10時から12時までとし、久しぶりの通勤に慣れ、軽度の負荷を与えた病状把握の時期としました。2週目は、日数は3日と同じですが、時間を9時から12時と3時間にし、出勤時間を早めにして、少し負荷をかける状況にします。そして、3・4週目には週3日、4時間として8時15分から12時15分の勤務です。これは、学校の正規の勤務時間に出勤し、通勤に関する

軽い負荷を与えた状態にしています。

第二段階では、「教職を視野に入れる」として、日数も週3日から5日程度、一日の勤務時間も半日以上とし、分掌補助や授業参観等を行います。

実例では、1・2週目は週4日、3・4週目は週5日と通勤日数を増やし、また、訓練時間も4時間から6時間等々に伸ばして負荷を与え、病状をコントロールして休まず出勤し、職場でのコミュニケーションを増やしていきます。

第三段階では、「教壇に立つ」ということで、週5日、ほぼ全日、訓練時間を正規の勤務時間にして、授業参観や管理職のもと授業実施等を行います。

実例では、授業を2回見させていただき、休まず自らの体調をコントロールし、業務遂行を確かめていきます。

5 おわりに

リワークプラザ東京での学校訓練支援は、まだ1年を経過していないのですが、現在、復職した方々の学校に復職アドバイザーが訪問して、復職後の状況等を確認する「フォロー訪問」を行っています。

新年度になり、新たな学校復帰訓練の申請書が提出されてきますが、今後とも区市町村教育委員会や学校等と連携して、精神疾患で休職している教員が一日でも早く職場に復帰できるよう、きめ細かな業務運営を行うよう努めていきたいと考えています。

また、今回、このような掲載の機会をいただいたように、東京だけでなく、全国に情報発信するセンターのような役割も果たしていければ嬉しいことであると思っております。

図4 学校復帰訓練内容

